

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4329101号
(P4329101)

(45) 発行日 平成21年9月9日(2009.9.9)

(24) 登録日 平成21年6月26日(2009.6.26)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 81/36	(2006.01)	B 65 D	81/36	S
B65D 5/00	(2006.01)	B 65 D	81/36	J
B65D 5/54	(2006.01)	B 65 D	81/36	Q
B65D 25/20	(2006.01)	B 65 D	81/36	Z
G09B 27/08	(2006.01)	B 65 D	5/00	

請求項の数 4 (全 13 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号

特願2004-290995 (P2004-290995)

(22) 出願日

平成16年10月4日 (2004.10.4)

(65) 公開番号

特開2005-200101 (P2005-200101A)

(43) 公開日

平成17年7月28日 (2005.7.28)

審査請求日

平成18年3月16日 (2006.3.16)

(31) 優先権主張番号

特願2003-422616 (P2003-422616)

(32) 優先日

平成15年12月19日 (2003.12.19)

(33) 優先権主張国

日本国 (JP)

(73) 特許権者 598168623

古山 富士雄

東京都江戸川区西葛西7丁目7番1号

(74) 代理人 100068076

弁理士 和田 肇

(72) 発明者 古山富士雄

東京都江戸川区西葛西7丁目7番1号

審査官 大部 美保

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】多用途容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

容器本体と、この容器本体の開口上端部に嵌合して閉蓋する蓋とを有し、蓋を容器本体に嵌合した際に、蓋の外面と容器本体の外面が面一になるように構成した容器を備え、

前記容器は四角形に形成され、

前記容器本体は、容器本体の上端部側に形成され、前記蓋を嵌合する嵌合用筒状部を有し、前記筒状部に前記蓋を嵌合した際に、容器の中央部外周面を周回する隙間を形成して閉蓋するように構成され、

前記容器の外面には、前記隙間ににより形成される周回線を赤道とする世界地図が表示されていることを特徴とする、

多用途容器。

【請求項 2】

容器本体と、この容器本体の開口上端部に嵌合して閉蓋する蓋とを有し、蓋を容器本体に嵌合した際に、蓋の外面と容器本体の外面が面一になるように構成した容器を備え、

前記容器は四角形に形成され、

前記容器本体は、容器本体の上端部側に形成され、前記蓋を嵌合する嵌合用筒状部と、この筒状部の下端部に設けられ、前記筒状部の外周面を周回させて取付けた化粧紐状体とを有し、前記筒状部に前記蓋を嵌合した際に、前記蓋の下端を前記紐状体に当接して閉蓋し、容器の中央部外周面に前記紐状体で周回線を形成するように構成され、

前記容器の外面には、前記紐状体により形成される前記周回線を赤道とする世界地図が

表示されていることを特徴とする、
多用途容器。

【請求項 3】

前記容器本体は、外側容器と、この外側容器内に底部側を嵌合した内側容器とを有し、前記嵌合用筒状部は、前記内側容器の上端部側で形成されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の多用途容器。

【請求項 4】

前記容器本体は、容器本体の上端部側に、前記蓋の嵌合部の厚みと対応し、かつ、前記容器本体の外周面を周回する段部を介して一体形成した延設筒状部を有し、前記嵌合用筒状部は前記延設筒状部で構成されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の多用途容器。 10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、容器本体と、この容器本体の開口上端部に嵌合して閉蓋する蓋とを備えた容器において、各種の物品を収容する用途に加え、他の用途を付与した多用途容器に関する。 20

【背景技術】

【0002】

従来、容器本体と、この容器本体の開口上端部に嵌合する蓋とからなり、蓋を嵌合した際に、蓋と容器本体の外面が平ら（面一）になるように構成した容器として種々の形状や型式のものが一般に知られている。 20

従来のこの種容器（印籠式と称されている）は、一般には販売する各種商品を収容して包装する包装用容器として使用されている。これらの包装用容器は、目的の商品を包装する包装用として製造されたもので、商品を購入した後、前記容器はほとんどの場合廃棄処分されている。そのため、資源の無駄使いになると共にゴミ公害の要因にもなっている。 30

【0003】

ところで、地球儀は地球をかたどった小模型である。従来の地球儀は球体の表面に世界地図を描き、前記球体を、北極及び南極を通る軸を中心に回転自在、かつ、前記軸に所定の傾斜角度を持たせて支持させて構成されている。 30

地球儀は地球や世界地理等の知識を得るために重要であり、購入当初は机上等に置いて利用している。しかるに、地球儀は球体の回転支持機構等を備えているため、設置スペースが大になる。また、従来の地球儀は専ら地球儀としての用途しか備えていない。そのため、押入れや物置等に仕舞い込んで置かれることが多く見受けられる。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

本発明は上記のような実情に鑑み、各種商品の物入れ用として使用できるとともに地球儀としても利用でき、もって容器の付加価値を向上させ、かつ、ゴミ公害の問題の解消にも貢献し得る多用途容器を提供することを目的とするものである。 40

【課題を解決するための手段】

【0005】

前記目的を達成するため、本発明のうち1つの発明（第1の発明）は、容器本体と、この容器本体の開口上端部に嵌合して閉蓋する蓋とを有し、蓋を容器本体に嵌合した際に、蓋の外面と容器本体の外面が面一になるように構成した容器を備え、前記容器本体は、容器本体の上端部側に形成され、前記蓋を嵌合する嵌合用筒状部を備え、前記筒状部に前記蓋を嵌合した際に、容器の中央部外周面を周回する隙間を形成して閉蓋するように構成され、前記容器の外面には、前記隙間ににより形成される周回線を赤道とする世界地図が表示されていることを特徴とする。本発明の用途は特に限定するものではない。例えば、筆記用具などの筆入れ用やその他の物入れ用、或いは包装用等、広範囲に適応可能である。 50

【0006】

本発明のうち、他の1つの発明（第2の発明）は、容器本体と、この容器本体の開口上端部に嵌合して閉蓋する蓋とを有し、蓋を容器本体に嵌合した際に、蓋の外面と容器本体の外面が面一になるように構成した容器を備え、前記容器本体は、容器本体の上端部側に形成され、前記蓋を嵌合する嵌合用筒状部と、この筒状部の下端部に設けられ、前記筒状部の外周面を周回させて取付けた化粧紐状体とを有し、前記筒状部に前記蓋を嵌合した際に、前記蓋の下端を前記紐状体に当接して閉蓋し、容器の中央部外周面に前記紐状体で周回線を形成するように構成され、前記容器の外面には、前記紐状体により形成される前記周回線を赤道とする世界地図が表示されていることを特徴とする。

【0007】

10

第1又は第2の発明の多用途容器において、前記容器は四角形に形成されている。

【0008】

本発明のうち他の1つの発明（第3の発明）は、第1又は第2の発明の多用途容器において、前記容器本体は、外側容器と、この外側容器内に底部側を嵌合した内側容器とを有し、前記嵌合用筒状部は、前記内側容器の上端部側で形成されていることを特徴とする。

【0009】

本発明のさらに他の1つの発明（第4の発明）は、第1又は第2の発明の多用途容器において、前記容器本体は、容器本体の上端部側に、前記蓋の嵌合部の厚みと対応し、かつ、前記容器本体の外周面を周回する段部を介して一体形成した延設筒状部を有し、前記嵌合用筒状部は前記延設筒状部で構成されていることを特徴とする。

20

【発明の効果】

【0010】

本発明によれば次のような効果を奏する。（1）例えば、容器を筆記用具入れ、小物入れ、その他の各種物品の物入れ用に作成した場合、物入れ機能に加え、容器を地球儀として利用することができる。（2）例えば、旅行会社で使用するように作成した場合にあっては、ツーリスト関係の案内小冊子等をいれてツアーに参加する者に配布する容器として好適であり、当該ツーリストは容器を地球儀として利用することができる。また、旅行を終了して帰宅した後においては、容器を物入れとして使用することができる。（3）包装用容器用として作成した場合にあっては、販売する各種商品の包装用として使用できる。また、容器には世界地図が描かれているので、商品の購入者は、従来のように容器を廃棄しないで、所望の物品の物入れ用容器として使用されると共に地球儀として利用されることになる。（4）容器の中央部外周面を周回する周回線を赤道とし、容器を地球に見たてて世界地図を描いてあるので、従来の地球儀とは感覚的に全く異質で興味を与える地球儀を提供できる。（5）容器の中央部外周面を周回する隙間を形成して閉蓋するように構成し、前記隙間により形成される周回線を赤道として世界地図を表示してあるので、北半球の地図と南半球の地図との境界線に多少のズレが生じても不自然を感じることなく合致しているように見えると共に前記隙間を赤道に見たててあるので地図が見易くなる。（6）従来の球形の地球儀と比べて設置スペースを小さくすることができる。

30

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

40

以下、本発明の実施の形態の一例を説明する。

【0012】

図1は本発明の多用途容器の一実施の形態を示す斜視図、図2は同上容器の底面図、図3は同図1のA-A線拡大断面図、図4は同上容器の蓋を開けた状態を示す斜視図（ただし、世界地図は省略）、図5は同上容器の蓋を展開して示す説明図、図6は同上容器の容器本体の外側容器を展開して示す説明図である。

【0013】

上記図1～図6において、この実施の形態（実施の形態1）の多用途容器の容器100は、容器本体1と、この容器本体1の開口上端部に嵌合して閉蓋する蓋2とを備えている。容器100の素材は特に限定するものではないが、例えば紙材、プラスチッ

50

ク（発泡性樹脂を含む）、或いは金属板等を挙げることができる。

また、前記容器の形状及び大きさは使用目的等に応じて任意に設定することができる。

【0014】

実施の形態1は、容器100の素材として紙材を採用し、長四角形断面の箱形に形成されている。容器100の大きさは前述したように使用目的等に応じて任意に設定する。例えば、筆記用具などの筆入れ用や小物入れ用に構成する場合には、容器100のサイズとして、例えば、横巾約10cm、縦巾約19cm、高さ約6cm程度に形成することができる。但し、前記サイズに限定されるものでないことを勿論である。

【0015】

容器本体1は、上端部（図示では略上半部）に前記蓋2を嵌合する嵌合用筒状部3を備え、前記筒状部3に蓋2を嵌合した際に、蓋2の外面と容器本体1の外面が面一（平ら）になると共に、容器100の中央部外周面を周回する所望巾の隙間4を形成して閉蓋するように構成されている。

【0016】

実施の形態1の容器本体1は外側容器11と、この外側容器11内に底部側（図示では略下半部）を嵌合した内側容器12とを有し、前記嵌合用筒状部3は内側容器12の上端部（図示では略上半部）で形成されている。

【0017】

実施の形態1の外側容器11は、ボール紙その他の厚紙材で作られ、底壁板13と、前後及び左右に対向する一対の対向壁板14, 14, 15, 15とを有し、上端を開口した長方形の箱形に形成され、外側面には紙製等の表装材16を接着その他の手段で貼り合わせて構成されている。実施の形態1では前記表装材16の上端部を折り返して外側容器11の内側面に重合し、貼り合わせてなるものが開示されている。そして、前記表装材16には世界地図17の南半球の地図17aが印刷その他の手段で表示されている。この地図17の構成等については追って説明する。

前記外側容器11は前記蓋2と合致する形状及びサイズに形成されている。

【0018】

前記内側容器12は、紙材等を折り曲げて底壁板18と、前後及び左右に対向する一対の対向壁板19, 19, 20, 20とを有し、上端を開口した長方形の折り箱で構成されている。内側容器12の略下半部は外側容器11内に嵌合され、内側容器12の外側容器11から突出した略上半部で蓋2を嵌合する嵌合用筒状部3が形成されている。

実施の形態1の内側容器12は、各対向壁板19, 20の各下端部をそれぞれ内側へ折り曲げた折り曲げ片21を有し、折り曲げ片21の上面に底敷板22を敷設してある。この場合、上記折り曲げ片21及び底敷板22は省略してもよい。また、前記内側容器12は外側容器11の適當部に接着剤等で接着して嵌合するように構成することもできる。

【0019】

前記内側容器12の高さは、蓋2を前記筒状部3に嵌合した際に、容器100の中央部外周面に前記隙間4を形成して閉蓋する高さに構成されている。即ち、蓋2を前記筒状部3に嵌合し、前記筒状部3の上端が蓋2の天板31の下面に当接した状態で前記隙間4が形成される高さに設定されている。

前記隙間4の巾のサイズは適当に設定するものであるが、例えば約1.5ミリ～約5ミリ程度に設定することができる。

【0020】

前記蓋2は上述したように外側容器11と同一形状及び同一サイズに形成されている。実施の形態1の蓋2は、ボール紙その他の厚紙材で天板31と、前後及び左右に対向する一対の対向壁板32, 32, 33, 33とを有し、下端を開口した長方形の箱形に形成され、外側面には紙製等の表装材34を接着その他の手段で貼り合わせて構成されている。実施の形態1では前記表装材34の下端部を折り返して蓋2の内側面に重合し、貼り合わせてなるものが開示されている。

この場合において、所望に応じ、蓋2の内側面の全面に紙製等の裏貼り材（図示せず）

10

20

30

40

50

を張り合わせた構成を採用することもできる。そして、前記表装材34には世界地図17の北半球の地図17bが印刷その他の手段で表示されている。

【0021】

上記構成により、蓋2を容器本体1の前記筒状部3へ嵌合して押動すると、前記筒状部3の上端に天板31の下面が当接した時点で係止され、閉蓋される。この状態において、蓋2の外面と外側容器11の外面は面一(平ら)になると共に容器100の中央部には、容器を周回する前記隙間4が形成され、前記隙間4により周回線4aが形成される。

【0022】

前記容器100の外面、即ち、前記表装材16, 34には、容器100を地球に見たて、前記隙間4により形成される周回線4aを赤道とする世界地図17が表示されている。

10

前記地図17は、表装材16, 34に印刷等によりあらかじめ印刷されている。即ち、表装材16には南半球の地図17aが、また、表装材34には北半球の地図17bが表示されている。そして、表装材16は外側容器11に、また、表装材34は蓋2に貼り合わせてある。

【0023】

前記地図17の構成は写実的、或いはデフォルメする等、自由に表現して作成することができる。前記地図17には図5及び図6に示すように、国名や主要な都市等を記載する。最小限においても国名等は記載する。経度及び緯度は記載することが好ましいが、省略してもよい。また、特定の用途、例えば、旅行会社用の容器を作成する場合には、前記地図のうち、目的地の部分を拡大したり、或いは詳細に表示し、他の地域は国名等だけを表示する等の地図構成を採用することもできる。

20

なお、前記内側容器12は、赤色系、オレンジ系、青色系その他任意の色に着色した紙材で構成することができる。この場合、例えば、赤色系に着色した紙材を採用すると、前記周回線4aは赤色系の線で構成されるので、前記線4aが赤道であることを感覚的に表現することができる。但し、上記したように、赤色系以外の任意の色を採用できるものである。

【0024】

実施の形態1の多用途容器は上記のように構成したもので、次に使用方法の一例等につき説明する。例えば、筆記用具入れとして使用する場合(使用例1)には、従来と同様に机上等に置き、筆記用具を収容する容器として使用する。この例においては容器は卓上に置いてあるので、利用者は容器に表示されている世界地図を見る回数が多くなる。したがって、世界地図の知識を必然的に収得することになる。

30

【0025】

また、例えば、小物入れ等として使用する場合(使用例2)には、容器の中に所望の物品を収容して従来と同様に使用する。この例においても容器は身近にあるため、物品を出し入れする毎に世界地図を見ることになる。したがって、使用例1と同様に世界地図の知識を必然的に収得する。

【0026】

さらにまた、例えば、旅行会社用の場合(使用例3)には、当該会社はツーリスト関係の案内小冊子等を容器に入れ、ツアーに参加する者に配布する。そして、当該ツーリストは配布された容器を持参して旅行する。また、旅行を終了して帰宅した後においては、思い出として容器を小物入れ等に使用されることが多くなると思われる。したがって、これにより、使用例1, 2と同様に世界地図の知識を必然的に収得する。

40

【0027】

さらにまた、例えば、包装用容器として使用する場合(使用例4)には、従来と同様に各種の商品を容器に収容して販売する。そして、商品の購入者は従来のように容器を廃棄しないで、所望の物品の物入れ用容器として使用することが多くなると思う。したがって、使用例4においても使用例1, 2と同様に世界地図の知識を必然的に収得されることになる。

【0028】

50

なお、上記使用例は一例として挙げたもので、上記以外の用途に利用できること勿論である。この点に関しては以下に説明する実施の形態においても同様である。

【0029】

また、実施の形態1では、蓋2側に北半球の地図17bを、また、容器本体1側に南半球の地図17aを表示した例が開示されているが、地図17は実施の形態1と天地逆の構成としてもよい。

即ち、前記周回線4aを赤道とし、蓋2に南半球の地図17aを、また、容器本体1に北半球の地図17bを表示する地図構成を採用することもできる。この構成を採用した場合においても実施の形態1と同様に使用するものであり、作用効果についても同様である。なお、上記した点については、以下に説明する各実施の形態においても同様である。

10

【0030】

図7は本発明の多用途容器の他の実施の形態（実施の形態2）を示す縦断面図である。この多用途容器において、実施形態1で既に説明した構成と共通する部材等には同一符号を付し、説明を省略する。実施の形態2は容器本体の構成に特徴がある。

【0031】

実施の形態2の多用途容器の容器200は、容器本体1Aと蓋2Aをプラスチック等で構成してある。容器本体1Aは、容器本体1Aの上端部（図示では略上半部）に、蓋2Aの対向壁板32, 32, 33, 33の厚みと対応し、かつ、容器本体1Aの外周面を周回する段部40を介して一体形成した延設筒状部41を有している。前記筒状部41は、容器本体1Aの前後及び左右に対向する一対の対向壁板14, 14, 15, 15に一対的に延設した一対の対向壁板14A, 14A, 15A, 15Aにより長方形の角筒状に形成されている。

20

そして、実施の形態2は、前記延設筒状部41により前記蓋2Aを嵌合する前記嵌合筒状部3を構成してある。また、実施の形態2においては、蓋2Aの嵌合部は前記対向壁板32, 32, 33, 33の全体で構成し、蓋2Aを前記筒状部3に嵌合し、前記筒状部3の上端が蓋2Aの天板31の下面に当接した状態で前記間隙4を形成して閉蓋するように構成してある。他の構成は実施の形態1と同様である。

【0032】

実施の形態2の多用途容器は上記のように構成され、実施形態1と同様に使用するものである。これにより、実施形態1と同様の作用効果を奏する。

30

【0033】

図8は本発明の多用途容器のさらに他の実施の形態（実施の形態3）を示す縦断面図である。実施の形態3の多用途容器において、実施の形態1及び2で既に説明した構成と共通する部材等には同一符号を付し、説明を省略する。実施の形態3は容器本体及び蓋の閉蓋手段の構成に特徴がある。

【0034】

実施の形態3の多用途容器の容器300は、容器本体1Bと蓋2Bをプラスチック等で構成してある。容器本体1Bは、容器本体1Bの上端部に一体形成した延設筒状部41Aの高さ、即ち、前記対向壁板14, 14, 15, 15に一対的に延設した一対の対向壁板14B, 14B, 15B, 15Bの高さを実施の形態2に比べ、約半分程度に形成してある。容器本体1Bの他の構成は実施の形態1の容器本体1Aと同様である。

40

【0035】

また、実施の形態3の蓋2Bは、蓋2Bの対向壁板32, 32, 33, 33の下端部側（図示では略下半部）は、蓋2Bの内周面を周回する係合段部50を介して肉薄に形成され、この肉薄部で前記筒状部41Aで構成される嵌合用筒状部3に嵌合する嵌合部51を構成してある。そして、蓋2Bを前記筒状部3に嵌合し、前記筒状部3の上端が蓋2Bの前記係合段部50に当接した状態で前記間隙4を形成して閉蓋するように構成してある。他の構成は実施の形態1及び2と同様である。

【0036】

実施の形態3の多用途容器は上記のように構成され、実施の形態1と同様に使用するも

50

のである。これにより実施の形態 1 と同様の作用効果を奏する。なお、実施の形態 3 のように構成すると、実施の形態 1 及び 2 に比べ、容器本体の深さを浅く構成することができる。そのため、或る種の物品収納保管用等に使用する際に、物品の取り出し作業が簡単になる。

【 0 0 3 7 】

図 9 は本発明の多用途容器のさらに他の実施の形態（実施の形態 4 ）を示す縦断面図、図 10 は同上容器の蓋を開けた状態を示す斜視図（但し、世界地図は省略）である。この多用途容器において、上述した実施の形態で既に説明した構成と共に通する部材等には同一符号を付し、説明を省略する。実施の形態 4 は前記隙間 4 に代え、容器本体に化粧紐状体を取り付けた構成に特徴がある。

10

【 0 0 3 8 】

実施の形態 4 の多用途容器の容器 400 は、容器本体 1C の内側容器 12 の高さ、即ち、外側容器 11 から突出する突出部（嵌合用筒状部 3 ）の長さを実施の形態 1 の内側容器 12 に比べ、約半分程度に形成してある。容器本体 1C の他の構成は実施の形態 1 の容器本体 1 と同様である。また、実施の形態 4 の蓋 2C は実施の形態 1 の蓋 2 と同様に構成してある。

【 0 0 3 9 】

実施の形態 4 の容器本体 1C は、嵌合用筒状部 3 の下端部に設けられ、前記筒状部 3 の外周面を周回させ取り付けた化粧紐状体 60 を有している。そして、前記筒状部 3 に前記蓋 2C を嵌合した際に、蓋 2C の下端を前記紐状体 60 に当接して閉蓋し、容器 400 の中央部外周面に前記紐状体 60 で周回線 60a を形成するように構成し、紐状体 60 により形成される周回線を赤道として、容器 400 の外面に世界地図を表示してある。

20

前記紐状体 60 は例えば赤色系や金色その他の任意の色に着色した紐状体 60 を採用することができる。実施の形態 4 では図 10 に示すように、前記紐状体 60 を、筒状部 3 に周回して両端部を蝶結び状に結着 61 した例が開示されている。この紐状体 60 の取付手段は固結びで結着してもよく、或は接着その他の手段で接着する等、任意の構成を採用することができる。他の構成は実施の形態 1 と同様である。

【 0 0 4 0 】

実施の形態 4 の多用途容器は上記のように構成され、実施の形態 1 と同様に使用するものである。これにより、実施の形態 1 と同様の作用効果を奏する。なお、実施の形態 4 の構成を採用すると、製造が簡単になる。また、実施の形態 3 と同様に容器本体の深さを浅く形成することができる。

30

【 0 0 4 1 】

図 11 は本発明の多用途容器のさらに他の実施の形態（実施の形態 5 ）を示す縦断面図、図 12 は図 11 の実施の形態の多用途容器において、蓋の内側蓋を図 11 に示す状態から天地逆にして外側蓋内に嵌合した状態を示す縦断面図である。この多用途容器において、上記した実施の形態で既に説明した構成と共に通する部分には同一符号を付し、説明を省略する。実施の形態 5 は蓋の構成および閉蓋手段の構成に特徴がある。

【 0 0 4 2 】

実施の形態 5 の多用途容器の容器 500 は、実施の形態 4 と同様に容器本体 1D の内側容器 12 の高さ、即ち、外側容器 11 から突出する突出部（嵌合用筒状部 3 ）の長さを実施の形態 1 の内側容器 12 に比べ、約半分程度に形成してある。容器本体 1D の他の構成は実施の形態 1 と同様である。

40

【 0 0 4 3 】

また、実施の形態 5 の蓋 2D は、外側蓋 71 と、この外側蓋 71 内に嵌合して収容した内側蓋 72 を有し、内側蓋 72 の高さは外側蓋 71 の高さの約半分程度に形成されている。

前記外側蓋 71 は、実施の形態 1 の前記蓋 2 と同様に構成されている。

【 0 0 4 4 】

前記内側蓋 72 は、紙材等を折り曲げて天板 73 と、前後及び左右に対向する一対の対

50

向壁板 7 4 , 7 4 、 7 5 , 7 5 とを有し、一端（天板 7 3 の反対側端）を開口した長方形の折り箱で構成されている。

実施の形態 5 の内側蓋 7 2 は、各対向壁板 7 4 , 7 5 の各天板 7 3 側の端部をそれぞれ内側へ折り曲げた折り曲げ片 7 6 を有し、折り曲げ片 7 6 の内側表面（図 1 1 において下面）に内装天板 7 7 を添装して設けてある。この場合、前記折り曲げ片 7 6 及び内装天板 7 7 は省略してもよい。

【 0 0 4 5 】

前記内側蓋 7 2 の高さは、蓋 2 D の外側蓋 7 1 を前記筒状部 3 に嵌合した際に、容器 5 0 0 の中央部外周面に前記間隙 4 を形成して閉蓋する高さに構成されている。即ち、蓋 2 D（外側蓋 7 1 ）を前記筒状部 3 に嵌合し、前記筒状部 3 の上端が内側蓋 7 2 に当接した状態で前記間隙 4 を形成して閉蓋するように構成してある。 10

【 0 0 4 6 】

前記内側蓋 7 2 は、図 1 1 に示すように天板 7 3 を外側蓋 7 1 の天板 3 1 側に位置させるようにして、外側蓋 7 1 内に嵌合し、或いは、図 1 2 に示すように、図 1 1 の状態から天地逆にして外側蓋 7 1 内に嵌合し、使用される。この場合、内側蓋 7 2 を図 1 2 に示す姿勢で外側蓋 7 1 内に嵌合すると、蓋 2 D の上端部側に内側蓋 7 2 により収容部（室）7 8 が形成される。

内側蓋 7 2 を図 1 1 に示す姿勢で外側蓋 7 1 内に嵌合したときは、前記筒状部 3 の上端が内側蓋 7 2 の前記各壁板 7 4 , 7 5 の端部（開口端部）に当接した状態で前記間隙 4 を形成して閉蓋するように構成してある。また、内側蓋 7 2 を図 1 2 に示す姿勢で外側蓋 7 1 内に嵌合して使用するときは、前記筒状部 3 の上端が内側蓋 7 2 の天板 7 3 に当接した状態で前記間隙 4 を形成して閉蓋するように構成されている。他の構成は実施の形態 1 と同様である。 20

【 0 0 4 7 】

実施の形態 5 の多用途用器は上記のように構成され、実施の形態 1 と同様に使用するものである。これにより実施の形態 1 と同様の作用効果を奏する。なお、実施の形態 5 の構成を採用すると、内側蓋 7 2 を図 1 2 に示す姿勢で外側蓋 7 1 内に嵌合して使用することにより、前記収容部 7 8 を隠し収容部として利用することができる。

【 0 0 4 8 】

なお、上述した各実施の形態では、容器を四角形の箱形に形成した例を開示したが、容器の形状は五角形その他の多角形、或いは円筒形等の形状に変更可能なこと勿論である。また、実施の形態 1 ~ 3 及び 5 の多用途容器において、前記間隙 4 の巾を広く形成（例えば約 5 ミリ程度）し、間隙 4 により形成される周回線 4 a の部分に位置させて、容器本体に広告等の事項を印刷等で表示し、前記広告等を間隙 4 から見えるように構成することもできる。 30

【 0 0 4 9 】

また、上記した各実施の形態は一例として開示したもので、本発明は上記の実施の形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲に記載の技術思想を越脱しない範囲内において任意に変更可能なものである。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 5 0 】

【 図 1 】本発明の多用途容器の一実施の形態を示す斜視図である。

【 図 2 】同上容器の底面図である。

【 図 3 】図 1 の A - A 線拡大断面図である。

【 図 4 】同上容器の蓋を開けた状態を示す斜視図（但し、世界地図は省略）である。

【 図 5 】同上容器の蓋を展開して示す説明図である。

【 図 6 】同上容器の容器本体の外側容器を展開して示す説明図である。

【 図 7 】本発明の多用途容器の他の実施の形態を示す縦断面図である。

【 図 8 】本発明の多用途容器のさらに他の実施の形態を示す縦断面図である。

【 図 9 】本発明の多用途容器のさらに他の実施の形態を示す縦断面図である。 40

【図10】図9の容器の蓋を開けた状態を示す斜視図（但し、世界地図は省略）である。

【図11】本発明の多用途容器のさらに他の実施の形態を示す縦断面図である。

【図12】図11実施の形態の多用途容器において、蓋の内側蓋を図11に示す状態から天地逆にして外側蓋内に嵌合した状態に示す縦断面図である。

【符号の説明】

【0051】

1 容器本体

2 蓋

3 嵌合用筒状部

4 a 隙間

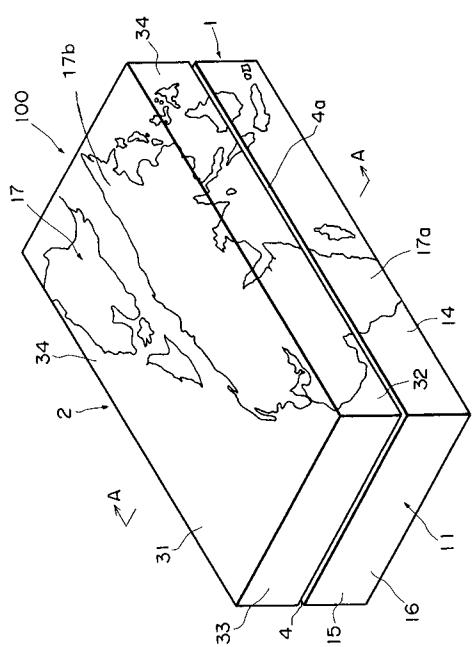
4 a 周回線

17 世界地図

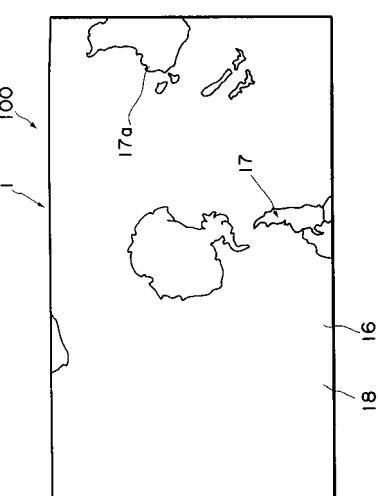
100 容器

10

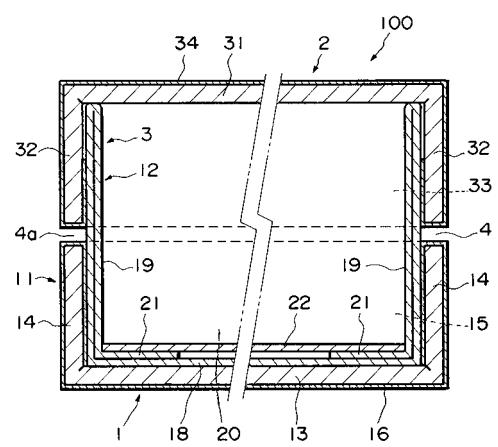
【図1】



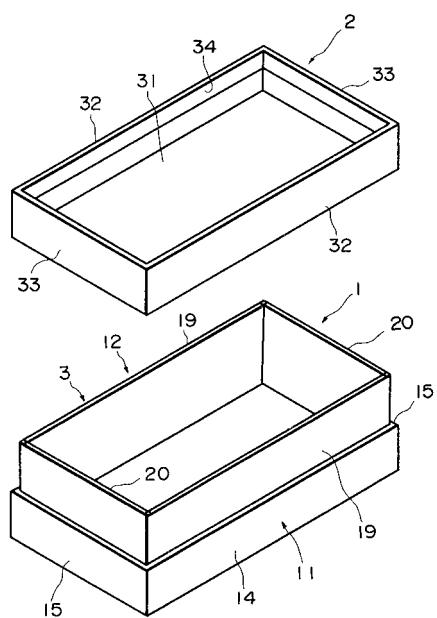
【図2】



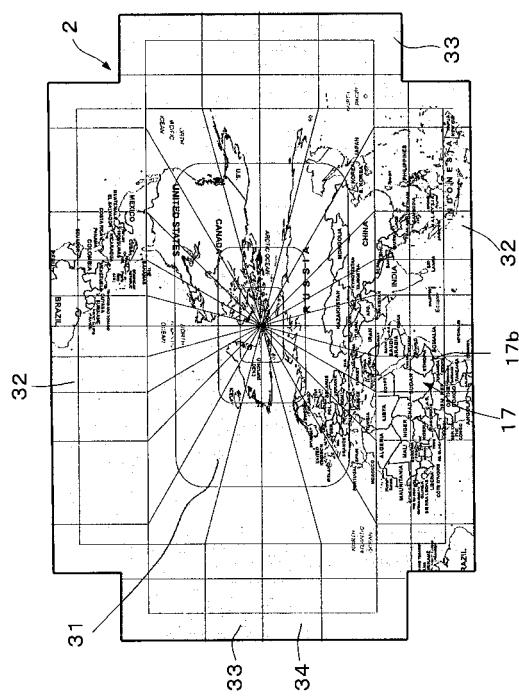
【図3】



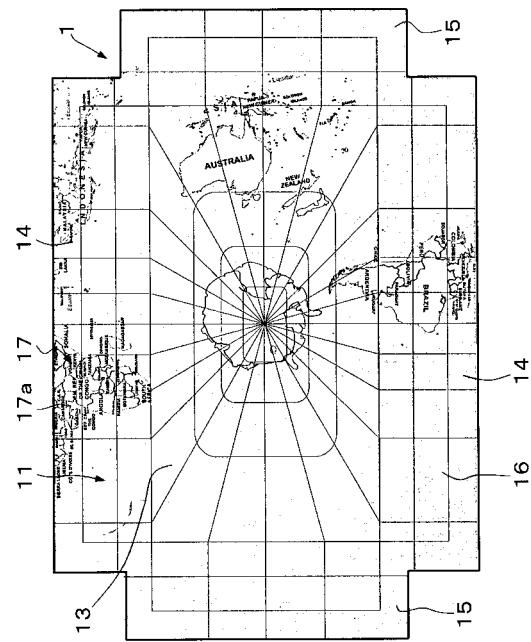
【図4】



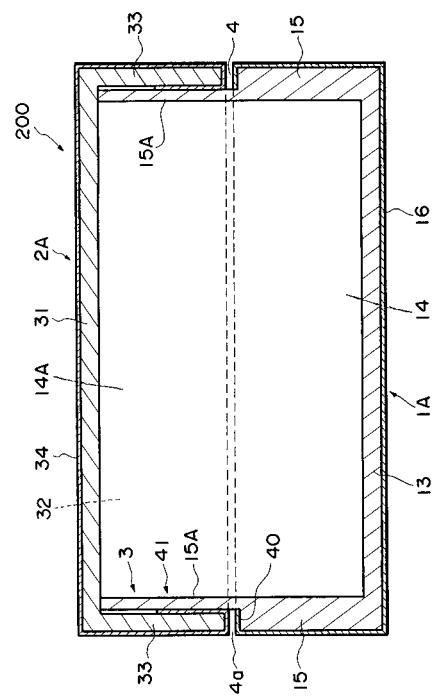
【図5】



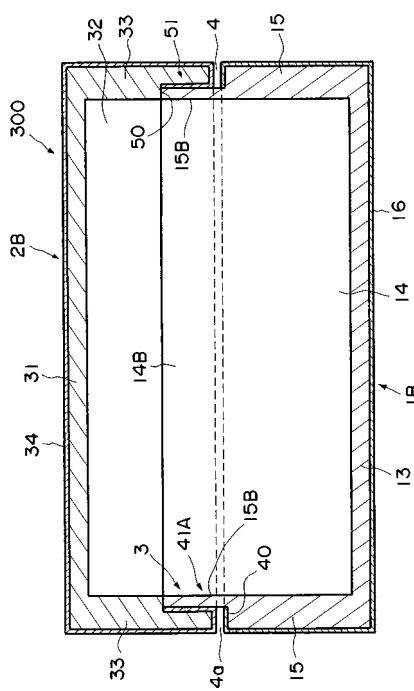
【図6】



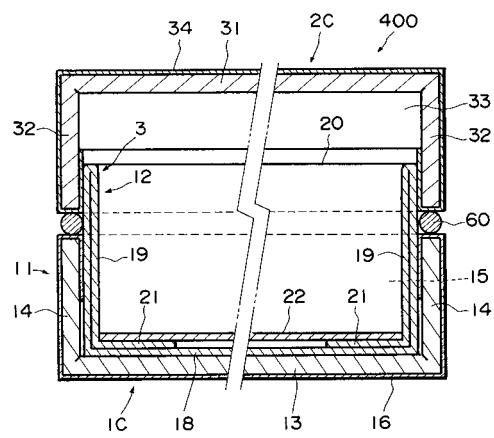
【図7】



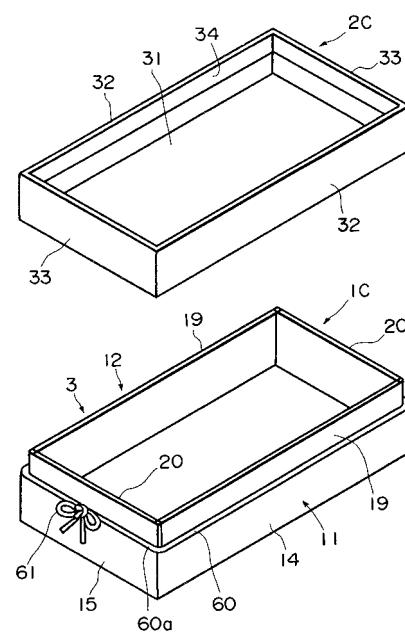
【図8】



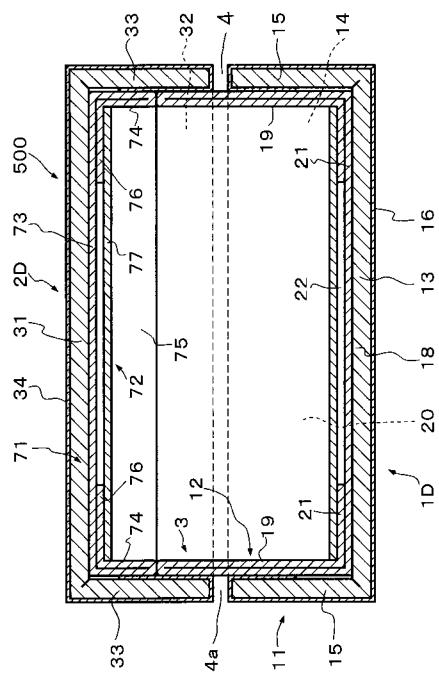
【図9】



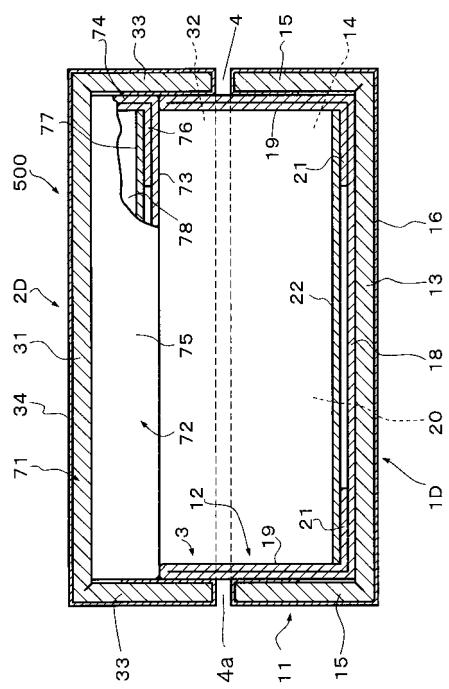
【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

(51)Int.CI.

F I

B 6 5 D	5/54	F
B 6 5 D	25/20	N
B 6 5 D	25/20	Q
G 0 9 B	27/08	

(56)参考文献 実開昭 6 4 - 0 0 7 8 2 2 (J P , U)

実開昭 6 2 - 1 0 1 7 7 4 (J P , U)

登録実用新案第 3 0 0 6 0 7 4 (J P , U)

特開昭 6 0 - 0 3 5 0 6 1 (J P , A)

特開平 0 9 - 1 3 2 2 3 4 (J P , A)

特開平 0 9 - 1 1 8 3 3 0 (J P , A)

実開平 0 2 - 0 0 8 7 1 4 (J P , U)

実公昭 4 4 - 0 2 9 5 7 3 (J P , Y 1)

(58)調査した分野(Int.CI. , DB名)

B 6 5 D	8 1 / 3 6
B 6 5 D	5 / 0 0
B 6 5 D	5 / 5 4
B 6 5 D	2 5 / 2 0
G 0 9 B	2 7 / 0 8